

第 1 回入札監視委員会会議録

1. 開催日時 平成 24 年 7 月 18 日（火）
午後 1 時 25 分～午後 3 時 35 分
2. 開催場所 高浜市役所 4 階 第 2 会議室
3. 出席委員 委員長 児 玉 善 郎（大学教授）
 委員 丹 羽 重 則（元市収入役）
 委員 奥 野 暁（土地家屋調査士）
 委員 吉 田 利 美（市民代表）
4. 事務局職員 大竹総務部長、竹内グループリーダー、内田主幹、松崎主任、
 藤田主任、毛利主事
5. 議事概要

（1）委員長及び職務代理者の選任について

第 1 回の入札監視委員会を開催するにあたり、委員長及び職務代理者の選任を行いました。

高浜市入札監視委員会設置要綱第 4 条第 1 項の規定により、委員長に児玉善郎氏を選任し、委員長職務代理者に丹羽重則氏を選任しました。

（2）平成 24 年度 前期入札案件の検討について

平成 24 年度前期入札案件	63 件
内 指名競争入札案件	49 件
条件付一般競争入札案件	14 件

主な質疑・回答

質問・意見	回 答
<p>（2）平成 24 年度 前期入札案件検討について</p> <p>①市民意識調査業務委託 （委託：指名競争入札）</p> <p>○委託の内容について教えてください。</p>	<p>○第六次総合計画にあるまちづくり指標の現状値を毎年把握しており、前回の 20</p>

<p>○設計金額の算出はどこの市がやっても同じ額が出るのですか。 また、算出はどのように出しているのですか。</p> <p>○設計金額と落札価格でかなり差がありますが、この差の原因はなんですか。</p>	<p>11年度のデータと、2012年度のデータを比較し、それに対する分析を加えて報告書として仕上げます。</p> <p>○物価版や歩掛、単価表などにより算出する場合は、同じようになると考えられます。ただ、物価版や歩掛、単価表がない場合には、業者からの見積りを参考にし、市が設計を起こすこととなります。今回は後者の方法により算出しています。</p> <p>○物価版や歩掛、単価表などに基かない場合には、参考見積りを複数業者から徴取し、最も安価なものを使って市の設計金額とすることがあり、そのことが原因の1つと考えられます。 さらに今回のケースは、昨年の落札業者とは異なる業者が落札しており、業者間の競争性が発揮されたことも原因と考えられます。</p>
<p>【審議結果】 この案件は非常に低落札率なものであるが、低落率の低い原因については、物価版や歩掛、単価表などがなく、業者間の競争性が発揮されたことによると判断した。</p>	
<p>② 空調設備機器更新工事設計業務委託 (委託：指名競争入札)</p> <p>○空調設備機器の更新工事とあるが、機器メーカーではなく、設計業者が選定されているのはどうしてですか。</p> <p>○応札無効の業者が2者ありますが、無効の理由は何ですか。</p> <p>○応札無効に対するペナルティは何かあるのですか。</p> <p>○参考見積りはどの業者から取られました</p>	<p>○この案件は、空調設備の更新工事を行う前段階での設計業務であるため、機器の設備設計のできる業者を選定しました。更新工事本体については、別途行う予定です。</p> <p>○多忙な時期と重なり、応札できないということがあったようです。</p> <p>○ペナルティはありません。</p> <p>○2番札のところから徴取しました。</p>

か。	
<p>【審議結果】 この案件は落札率が低いものであるが、市内業者の努力により、参考見積りを徴収した業者よりもかなり低い価格で落札したと判断した。</p>	
<p>③高浜市デジタル防災行政無線システム 調査設計業務 (設計コンサル：指名競争入札)</p> <p>○デジタル防災行政無線システムとはどういったものですか。</p> <p>○参考見積りはどの業者から取られましたか。</p> <p>○設計金額と落札価格の差が大きいのですが、この差はどこからくるのですか。</p>	<p>○東日本大震災では津波による被害が大きかったことから、当市では市内全域に同時に音声が出るスピーカーの設置を行います。この案件は設置に係る設計業務になります。</p> <p>○落札業者と2番札の業者から徴収しました。</p> <p>○スピーカーの設置に係る電波等の詳細調査を行う見込みでしたが、当市では仮調査の段階で電波が市内全域に届きやすい状況だとわかり、詳細調査が不要となりました。設計金額と落札価格の差は、その差額だと考えられます。 また、この業務は業者間の競争が激しく、企業努力があったことも、差額が出た原因だと考えられます。</p>
<p>【審議結果】 この案件は予定価格が事前公表で落札率が低い案件であるが、競争性の発揮及び、企業努力により低落札率になったと判断した。</p>	
<p>④夜間防犯パトロール業務委託 (委託：指名競争入札)</p> <p>○報告書は毎日提出するのですか。</p>	<p>○日報という形で毎日報告があります。 また、業務の始まりに高浜幹部交番に寄って情報の提供を受け、業務の終わりに再度高浜幹部交番に寄って口頭で報告をしています。</p>

<p>○雇用者について、1人当たりの単価はどのようになりますか。 また、資格等は何かいるのですか。</p> <p>○人数、日数、時間等が決まっているにも関わらず、設計金額と落札額の差がこれだけ開く原因は何ですか。</p> <p>○かなり低い額で落札された場合、緊急雇用で雇用されている人に支払われる賃金が、その分下げられることはないのですか。</p> <p>○パトロールの成果は出ているのですか。</p>	<p>○県費補助の緊急雇用創出基金事業の事務ですので、人件費の最低限度があり、その点は十分確認して、その基準の範囲内で単価を設定しています。 また、特別な資格は必要ありませんが、警察の講習を受けていただく必要はあります。</p> <p>○定められた基準内での競争性の確保と、企業努力が原因であると考えられます。</p> <p>○緊急雇用事業であるため、人件費の割合というものが有りますので、それについてはしっかり守っていただきますし、十分確認をします。</p> <p>○直接犯罪の現場を見つけて、警察に通報したという実績はありませんが、刑法犯罪が減っているという事実もありますので、犯罪の多い時間帯に防犯パトロールを行うというのは、犯罪抑止の観点からすると、一定の成果は出ているものと考えられます。</p>
<p>【審議結果】 この案件は、人件費が大半を占める業務の低落率案件であるが、雇用されている人へ支払われる賃金が確保され、また成果も出ているという報告があり、特に問題は無いと判断した。</p>	
<p>⑤高浜市特定健康診査等実施計画策定業務委託 (委託：指名競争入札)</p> <p>○参考見積はどこの業者取られましたか。</p> <p>○設計額と落札額の差の要因は。</p>	<p>○落札をした業者から、参考見積もりを取りました。</p> <p>○本件は5年毎に実施計画を策定するもので、落札業者は前回の平成19年度の落札業者でもあることから、引き続きの実績作りに努力されたと考えられます。</p>

<p>○実施計画の策定にあたり、前回のデータをそのまま利用することはできるのですか。</p>	<p>○データ全てをそのまま利用することはできませんが、文書構成の内容等については利用できると考えられます。</p>
<p>【審議結果】 本件が低落札となった要因は、前回の計画策定にかかってきた中、引き続き当市における実績作りの意向が強く働いた結果と判断した。</p>	
<p>⑥自動車騒音常時監視に係る騒音調査及び面的評価業務委託 (委託：指名競争入札)</p> <p>○参考見積はどこから取られましたか。</p> <p>○落札された業者の履行に関する確認は取られましたか。</p>	<p>○2番札の業者で昨年度の実績業者です。</p> <p>○この案件は昨年度まで愛知県が実施しており、地方分権一括法の関係で本年度より県から移譲をされたものです。国への報告等において、過去からの関連上、実績業者であることが望ましく、落札業者は県が実施していたときの実績業者であることを確認しています。</p>
<p>【審議結果】 低入札案件ではあるが、業務が確実に履行されることを確認されているのであれば、特に問題は無いと判断した。</p>	
<p>⑦空調設備保守点検業務委託 ⑧エレベーター保守点検業務委託 (長期継続契約) ⑨庁舎乗用昇降機保守点検業務委託 (長期継続契約)</p> <p>(委託：指名競争入札)</p> <p>○3件とも全て機器の設置工事を施工された業者が落札をされたのですか。</p> <p>○⑧の業務で、施工業者ではないものが、他社の機械の点検ができるのですか。</p>	<p>○⑦、⑧は施工業者ではなく、⑨については施工業者です。</p> <p>○点検内容は法定で決まっており、できます。 過去においても、施工業者と施工業者以</p>

<p>○落札価格と予定価格が同額である要因は。</p>	<p>外の業者が点検を行ったことがあります。</p> <p>○参考見積もりについては価格精査をしている中、参考見積徴収業者が、参考見積額と同額で応札をされたことによるものと考えられます。</p>
<p>【審議結果】</p> <p>⑦、⑧、⑨で、応札額と予定価格が同額だったという結果については、予定価格の事後公表を試行的に事前公表に変えるなど、改善の余地もあると考えられるため、今後の案件を注視しながら、改善等について検討していくこととした。</p>	
<p>⑩高浜エコハウス清掃業務委託 ⑪道水路維持・補修業務委託 ⑫下水道事務支援業務委託 (委託：指名競争入札)</p> <p>○ ⑩～⑫は昨年度も落札率100%なのですか。</p> <p>○ ⑪は指名業者が3者ですが、土木会社でもできるのではないですか。</p> <p>○総合サービス落札の案件に関しては、参考見積りは全部総合サービスで取っているのですか。</p>	<p>○ ⑩は100%ではありませんでした。⑪は、昨年度は他にできる業者がなく、1者随契でした。⑫は100%でした。</p> <p>○ 土木業者全部に聞き取りしたところ、委託業務の内容が、毎日市役所に8時半から5時まで来ることが条件になっており、この条件では人数が不足して出来ないということで、この3者になりました。</p> <p>○ 総合サービスが参加する案件では、総合サービスから参考見積りをとるケースが多いと考えられますが、総合サービス以外からも参考見積りを取るケースもあります。</p>
<p>【審議結果】</p> <p>いずれも総合サービス(株)で100%での落札率という案件だが、⑪、⑫については、入札形式ではなく1者随契でもよい案件だと考えられる。1者随契でもよい案件については、来年度においては契約を行う前段階で一度入札方法について、所管グループで検討することとする。</p>	

<p>⑬上水道積算単価・追加改正業務委託 ⑭工事積算システムプログラム修正業務委託 (委託：指名競争入札)</p> <p>○これは毎年同じような業務を行っているのですか。</p> <p>○委託で発注しないとこの業務はできないのですか。</p> <p>○100%に近い落札率は改善できないのですか。</p>	<p>○毎年国、県の積算単価が変わりますので、その都度改正が必要になります。このため毎年同じような案件があります。</p> <p>○変更される積算単価の量が膨大なため職員での対応となると事務量の負担が大きく、委託での発注を行っております。</p> <p>○導入機器及び積算システムに対応できる業者が特定の業者に限られるといった業務の特殊性がありますので、そういった事情もございます。</p>
--	---

【審議結果】

業務の特殊性から業者が限られるようであれば、入札ではなく、随意契約で行うことも検討する。

<p>⑮電子計算機借上（サーバ） (物品借上：指名競争入札)</p> <p>○これも毎年行われる案件ですか。</p> <p>○平成24年3月までの業者は今回の落札業者と同じですか。</p>	<p>○一般的年に電子計算機の借上げについては、5年に1回のリース契約としております。</p> <p>○はい、そうです。一昨年にプロポーザル方式での住民基本台帳ネットワークシステムの再構築において、機器とパッケージ等の納入業者の決定を行いました。今回はその機器とパッケージのリース料率の入札を行ったものです。</p>
--	--

【審議結果】

本件についてはリース料率の競争であることから、落札率が100%に近い率であること、また当該機器の価格については競争性が発揮され決定されていることを確認した。

<p>⑩新公会計制度財務諸表分析委託 (委託：指名競争入札)</p> <p>○入札はこの2業者に限られるのですか。</p> <p>○平成24年度で50万円を超えたのはどんな理由からですか。</p>	<p>○平成21、22年のときは1者随契で行っていましたが。平成23年度のために、他に対応できる者が1者あることが判明し、見積りを行っていましたが。平成24年度は50万円を超えたために、入札という形になりました。</p> <p>○3年に一度の土地と家屋の評価替えの年にあたりますので、作業量が増えたために50万円を超えました。</p>
<p>【審議結果】 2者での入札が行われることについて問題がないことを確認した。</p>	

(3) 入札・契約制度改革の取組について

事務局より、入札・契約制度改革について昨年度取組みをしたことについて、説明が行われた。